

漁業法第 31 条の規定に基づく漁獲量等の公表について
「びんなが（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業」

漁業法第 31 条の規定に基づき、大臣管理区分「びんなが（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業」の漁獲量等を公表します。

令和 7 年 7 月 7 日
農林水産大臣

1. 漁獲量等の公表を行う大臣管理区分

「びんなが（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業」

2. 当該大臣管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量

1, 634. 95 トン（7 月 7 日現在）

3. 当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量に対する当該管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量の割合

87. 36 パーセント（A／B）

（ ※漁獲量の総量：1, 634. 95 トン（A）
漁獲可能量：1, 871. 55 トン（B）
（令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までの期間） ）